

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 8 保証人への請求等

### 【やるべきこと】

債権に保証人がいる場合には、督促後も滞納が解消せず、かつ、後述の徴収停止、履行延期の特約又は処分の手続をとらない場合には、特別の事情があると認められない限り、保証人に対して履行を請求する（上述の「7 催告 納付相談 分納誓約」参照）。

部局の長は、その所管に属する債権について、令 171 条の 2 第 1 号の規定により保証人に対して履行を請求する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面を保証人に送付しなければならない（規程 6 条）。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 履行すべき金額
- (3) 履行を請求する理由
- (4) 履行期限
- (5) その他必要な事項

### 【こんなときどうする】

[主債務者が保証人への請求を拒んだ場合]

主債務者が保証人への請求を拒んだとしても、保証人への請求を行うべきである。当該保証人への請求に代わり得るような別の保証人や担保を、主債務者に立てさせることはありうる。

[保証人等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、保証人や債務者の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[保証人等が死亡した場合]

債権管理の過程では、保証人や債務者が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 9 抵当権の実行等

### 【やるべきこと】

債権に抵当権等の物的担保が付されている場合、督促後も滞納が解消せず、かつ、後述の徴収停止、履行延期の特約又は処分の手続をとらない場合には、特別の事情があると認められない限り、物的担保の処分、又は競売その他の担保権の実行手続をとる。

- ① 部局の長は、その所管に属する債権について、令 171 条の 4 第 2 項の規定により担保の提供（保証人の保証を含む。）を求める場合において法令又は契約に別段の定めがないときは、次の各号に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、当該担保の提供ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることができる（規程 7 条）。
  - (1) 国債又は地方債（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）30 条 1 項の規定により港湾局が発行する債権を含む。以下同じ。）
  - (2) 規則 95 条各号に掲げる有価証券
  - (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
  - (4) 部局の長が確実と認める金融機関その他の保証人の保証
  
- ② 前条（規程 7 条）に規定する担保（保証人の保証を含む。）の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる（規程 8 条）。
  - (1) 前条 1 号及び 2 号に掲げる担保 規則 95 条 2 項に規定する金額
  - (2) 前条 3 号に掲げる担保 時価の 7 割以内において部局の長が決定する金額
  - (3) 前条 4 号に掲げる担保 その保証する金額
  - (4) 前 3 号に掲げる担保以外の担保 部局の長が決定する金額
  
- ③ 部局の長は、その所管に属する債権について担保が提供されたときは遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない（規程 9 条）。

### 【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 10 財産調査等

### 【やるべきこと】

財産調査の具体的な内容等は、次のとおりである（「債権管理規程の運用に係る基本的な考え方について」）。

#### 1 趣旨

長崎県債権管理規程に基づく債権管理のさらなる推進のため、同規程4条の趣旨を踏まえ、各所管部署における債権管理の適切かつ統一的な運用を図るため、滞納時における債務者の財産状況の把握等の標準的な取扱いを定める。

#### 2 対象となる債権

非強制徴収公債権及び私債権

#### 3 具体的内容

##### （1）債務者の財産状況の把握

##### ① 調査項目

地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う。

- ・ 金融機関に対する取引状況の照会
- ・ 法務局に対する不動産登記事項証明書の申請
- ・ 市町に対する住民税及び固定資産税の照会
- ・ 運輸支局に対する普通自動車の照会 等

##### ② 手順・留意事項

債務者の財産状況は、債務者への聴取による資料提出、債務者の同意を得て行う調査によって把握する。

調査については、今後作成する様式により関係先へ照会を行うとともに、照会にあたっては、法240条2項に基づく行政目的に沿ったものであることを説明し協力を依頼する。

## ③ その他

- ・ 貸付申込時に各種財産調査に対する同意書の提出を求めるなど、債務不履行時に適切な対応がとれるような制度改善に努める。
- ・ 必要に応じて、民間調査機関の利用等も検討する。
- ・ 長崎県個人情報保護条例に基づいた適正な取扱いを徹底する。

## (2) 財産状況等を踏まえた分割納付や履行期限延長等への対応

## ① 分割納付等の対応を行う場合の生活困窮度の判断

財産調査の結果を踏まえ、地方税法や国税徴収法基本通達を参考に、債務者の個別事情を考慮のうえ判断を行う。

その際の参考となるよう、各所管における分割納付等の代表的事例を収集・蓄積し、全庁的に共有する。

## ② 分割納付等の期間

分割納付等の期間は地方税法における徴収猶予の取扱いに準じ、1年以内を基本とする。

なお、生活困窮度や滞納額等の状況から、やむを得ず1年を超える期間を設定する場合であっても、令171条の6や規程4条の趣旨を踏まえ、適切な期間設定に留意する。

## ③ その他

- ・ 上記履行がなされなかった場合の対応については、現行債権管理規程に基づき、原則どおり対応する。
- ・ 法令に依拠しない、いわゆる実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図る。

## 4 その他

取扱いについては、未収金対策検討会議等において検証を行うとともに、地方税における猶予制度の見直し等も参考にしながら、さらなる債権管理の推進に向け、引き続き見直しや改善に努めることとする。

**【こんなときどうする】**

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 11 訴訟手続等

### 【やるべきこと】

担保の付されていない債権，保証人の保証がない債権，担保権の実行のための措置をとり，若しくは保証人に対して履行の請求をしてもなお履行されない債権又は債務名義のない債権については，訴訟手続又は非訟事件の手続により履行を請求する（「債権の管理について」）。

訴訟手続による履行の請求を行うに当たっては，民事訴訟法 383 条による支払督促の申立ての積極的な活用を検討する。

### 【こんなときどうする】

議会の議決は，提訴等の場合に必要となるが，支払督促の申立てだけであれば不要である。

支払督促を申立てることで，催告に対して応答がなかった債務者等から応答がくることが期待できる。債務者等と弁済の交渉が持てるようになったら，支払督促の申立てを取り下げることが考えられる。なお，債務者等が支払督促の申立てに対して異議を出した場合には，通常訴訟に移行し，この時点で議会の議決を得る必要が生じる。

#### [債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では，債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり，このような場合には，所在調査が必要となる。所在調査の方法については，前述「4 督促」で解説する。

#### [債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では，債務者や保証人が死亡することがあり，このような場合には，相続調査が必要となる。

相続調査の方法については，後述「18 相続調査」で解説する。



## 12 強制執行

### 【やるべきこと】

債務名義のある債権については、強制執行の手続をとる。

- ① 「債務名義」とは、一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、国の強制力によって執行されるべき執行力や法律によって付与された公正の文書であるが、何が債務名義になるかは民事訴訟法（203条、443条、497条、515条、559条、560条、802条等）その他の法律（破産法 287条、会社更生法 245条、民事調停法 16条、31条等）に規定されているが、確定の給付判決、仮執行宣言付の終局判決、支払命令、公正証書で直ちに強制執行を受くべき旨を記載したもの、訴訟上の和解又は請求の認諾を記載した書面、調停調書、債権表の記載等がその主なものである（「債権の管理について」）。
- ② 「強制執行」とは、私法上の請求権の現実的履行を国が強制的に実現する手続であって、国の執行機関に対して執行の実施を求める権利は、債務名義に基づいて発生する。強制執行の手続は、司法権の作用として執行機関（執行官又は執行裁判所）が行うもので、強制執行をするには、その旨を執行機関に申し出ることを要することになる（「債権の管理について」）。

### 【こんなときどうする】

[債務名義がある場合の財産調査の方法]

- ・ 弁護士に債権回収を依頼しているときは、弁護士法 23 条の 2 により、生命保険契約の有無やその内容、預金の有無や取引履歴を入手することができる。
- ・ 執行力のある債務名義（判決文等。支払督促、公正証書は除く。）を有する場合などは、財産開示手続によって、裁判所を介して債務者等から財産目録の開示を受けるなどの方法がある（民事執行法 196 条以下）。

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 13 徴収停止

### 【やるべきこと】

履行期限後相当の期間を経過しても滞納が解消しない場合、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当と認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（「長崎県債権管理条例（案）11条」）。

- (1) 法人である債務者が事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

徴収停止（「債権の管理について」）

ア 債権の徴収停止とは、履行期限後相当期間を経過してもなお完全に履行されていない県の債権で、積極的に管理事務を継続することの実効が認められないものについて、担保及び証拠物件等の保存以外の債権の保全及び取立てを要しないものとしていわゆるたな上げの整理をする県の内部措置であって、債務者との間に特別の法律上の効果を及ぼすものではない。したがって、徴収停止の措置をとった債権については、履行がなされた場合は当然受領しなければならない。

イ 強制徴収により徴収する債権については、徴収停止の措置をとることはできない。

ウ 徴収停止をすることができるのは、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権で、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるときである（令 171 条の 5）。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

このような場合は、本来なら当然破産宣告がなされていない状況に

おかれているわけであるが、その手続がとられないまま看板又は名前だけであって、もはや法人としての実態がないと認められる場合である。

(2) 債務者の住所が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用（優先債権等の金額を含むと考えてよい。）をこえないと認められるときその他これに類するとき。

「これに類するとき」とは、債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと認められるとき等の場合である。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

「取立てに要する費用」とは、督促状の郵便料や臨宅督促に要する費用等取立てに要する直接経費のことで、強制執行に要する費用までは含まれないと解される。

エ 部局の長は、徴収停止の措置をとろうとするときは、知事の承認を受けなければならない（規程 10 条 1 項）。

オ 徴収停止の措置をとった債権について、債務者の資産状況の好転等により前述ウに該当しなくなったときは、遅滞なく徴収停止の取消しをしなければならない（規程 11 条 1 項）。

カ 部局の長は、徴収停止又は徴収停止の取消しの措置をとったときは、債権管理簿にその旨を表示するとともに、徴収停止整理簿に記載しなければならない（規程 10 条 2 項, 11 条 2 項）。

※ 徴収停止整理簿

徴収停止の措置をとったときは、債権管理簿（記載を省略した債権については台帳等）の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「徴収停止」（年月日）と赤で表示するとともに、徴収停止整理簿（規程様式第 2 号（参考書式））に記載するものとし、徴収停止の措置をとりやめたときは、徴収停止整理簿の記載事項をまっ消するとともに債権管理簿の該当欄に「徴収停止取消し」（年月日）と赤で表示する。

### 【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 14 履行期限を延長する特約又は処分

### 【やるべきこと】

① 債権が次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない（長崎県債権管理条例（案）12条1項）。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

② 履行延期の特約等は、履行期限後においてもすることができる。この場合には、既に発生している履行遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする（長崎県債権管理条例（案）12条2項）。

履行延期の特約等（「債権の管理について」）

ア 履行延期の特約等とは、契約又は行政処分によって定められている履行期限を事後において延長することであり、債権発生の原因となる契約を締結する時において行う

延納の特約とは異なるものである。「契約」と「処分」とを区別したのは、契約により発生した債権については契約により、行政処分により発生した債権については行政処分により履行期限を延長するためである。

イ 強制徴収により徴収する債権については、履行期限を延長することはできない。

ウ 履行延期の特約等をするときは、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることができる。

エ 履行期限後においても履行延期の特約等をする事ができるとされているが、この場合には、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（主として延納利息、加算金等）は、履行期限を延長するまでの分を徴収しなければならない（令 171 条の 6 第 2 項）。

オ 履行延期の特約等ができる場合は、次のとおりである（令 171 条の 6 第 1 項）。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつその現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが領収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し（1）から（4）までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

カ 履行延期の特約等をするときは、

- (1) 原則として延滞利息を付す（規程 13 条）。
- (2) 必要があると認めるときは、担保の提供、債務証書（規程様式第 4 号（参考書式））の提出又は債務名義の取得手続を債務者に対して求めなければならない（規程 12 条 4 項）。

これらの手続については、具体的なケースごとに債務者から履行延期申請書の提出を受ける際に十分検討し、その処理に遺憾のないよう特に注意されたい。

キ 履行延期の特約等は、債務者からの申請に基づいて行うべきものであり（規程 12 条 1 項）、その履行延期申請書の様式が定められた（規程様式第 3 号（参考書式））。

ク 部局の長は、履行延期の特約等をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない（規程 12 条 2 項）。

ケ 履行延期の特約等は、履行延期承認通知書（規程様式第 5 号（参考書式））により債務者に通知しなければならない（規程 12 条 5 項）。

コ 履行延期の特約等の解除又は取消しについて定められた（規程 14 条）。

③ 履行延期の特約等をしたときは、債権管理簿の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「履行延期」と赤で表示し、必要に応じて記載事項を整理する。

## 【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

[債務者が分割弁済を希望するなどした場合]

実務上、分割納付を認めているが、これは、法令に基づく履行延期の特約又は処分とは異なり、法的位置づけが曖昧な債務者の一方的な申し出でしかないことから、安易に行うべきではない。やむを得ず分割納付を認める場合は、履行延期の特約又は処分と同様に、財産状況の調査等を行い、分割期間等を適切に判断しなければならない（前述「7 催告 納付相談 分納誓約」参照）。



## 15 時効の完成（援用を含む）

### 【やるべきこと】

債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令 171 条の 7 の規定により免除したときは、不納欠損処分として整理する（規程 16 条）。

時効については、とくに次の諸点に留意されたい（「債権の管理について」）。

① 公債権の消滅時効は 5 年であること（法 236 条 1 項）。

私債権の消滅時効については、民法その他それぞれの法律の定めるところによるものであること。

② 公債権については、時効の援用を要せず、また時効の利益を放棄することができないとされたこと（法 236 条 2 項）。

「時効の利益の放棄」とは、時効の利益を受けることをいさぎよしとしないで真実の権利関係を認めようとする者の意思を認めようとする制度であるが、県の債権について時効の利益を放棄しなくても良いとすることは、県の債権を不確実にするため、確定的に時効の利益を受けるべきことを明定したものである。

「時効の援用」とは、時効によって利益を受ける者が、時効の利益を受けようとする単独行為であり（民法 145 条）、時効の利益を受けることを拒絶することもできるので、時効により利益を受ける者の意思を確定させるため、かかる制度が設けられているのであるが、時効の利益放棄を禁じているので県の債権については時効の援用を必要としないこととした。

### 【こんなときどうする】

[時効援用の意思が確認できないとき]

債務者等の時効援用の意思が確認できないときであっても、長崎県債権管理条例（案）14 条 2 項により、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められ、かつ、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が 500 万円以下であるときは、当

該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 強制執行の対象となる財産がないとき。
- (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) 債務者の所在が不明であるとき。

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 16 放棄

### 【やるべきこと】

債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令 171 条の 7 の規定により免除したときは、不納欠損処分として整理する（規程 16 条）。

① 債権が次の各号のいずれかに該当する場合において、債権及び損害賠償金等の額の合計額が 500 万円以下であるときは、当該債権及び損害賠償金等を放棄することができる（長崎県債権管理条例（案）14 条 1 項）。

(1) 長崎県債権管理条例（案）11 条に規定する徴収停止の措置をとった日から 3 年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

(2) 破産法 253 条 1 項、会社更生法 204 条 1 項その他法令の規定により債務者が当該債権についてその責めを免れたとき。

(3) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

② 私債権のうち、消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる（長崎県債権管理条例（案）14 条 2 項）。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) 債務者の所在が不明であるとき。

③ 知事は、前条各項の規程に基づき債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない（長崎県債権管理条例（案）15 条）。

債務者に「財産がないとき」の基準（「権利の放棄に係る議決を求める基準」）

a 不動産

- ・ 住所地に不動産（土地・建物）を所有していないこと。  
ただし、事案によっては、過去の住所地等においても同様であること。
- ・ 所有している場合においては、他の債権が優先し、配当見込みがないこと又は明らかに換価価値がないと認められること。

b 自動車（軽自動車を含む）

- ・ 所有権留保が付いており、残債務があること。
- ・ 明らかに換価価値がないと認められること。

c 給与等

- ・ 聴き取り調査等から勤務実態が確認できないこと。

d 動産類

- ・ 臨戸により換価性が高い財産がないと推認されること。

## 【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 17 免除

### 【やるべきこと】

債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令 171 条の 7 の規定により免除したときは、不納欠損処分として整理する（規程 16 条）。

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から 10 年を経過した場合において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（長崎県債権管理条例（案）13 条 1 項）。
- ② 前項の規定は、前条 1 項 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものに準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない（長崎県債権管理条例（案）13 条 2 項）。

免除に関する事項（「債権の管理について」）

ア 免除は、債権消滅の 1 形態であって（令 171 条の 7）、この規定は、法 96 条 1 項 9 号に規定する「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定め」がある場合に該当するもので、議会の議決は要しない。

イ 強制徴収により徴収する債権については、免除の措置をとることはできない。

ウ 債権を免除することができるのは、次の場合である。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした

場合は、最初にその処分又は特約をした日) から 10 年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ将来において弁済することができる見込みがないと認められるときは、その債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる(令 171 条の 7 第 1 項)。

(2) 第三者に対する貸付けを目的とする貸付金に係る債権で当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについて、(1)と同様の事由が認められるときは、債務者が当該第三者に対する貸付金を免除することを条件に、その債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる(令 171 条の 7 第 2 項)。

エ 債務の免除については、債務者からの書面による申請に基づかなければならない(規程 15 条 1 項)。

オ 部局の長は、債権の免除の措置をとろうとするときには、知事の承認を受けなければならない(規程 15 条 2 項)。

カ 債権の免除については、免除する金額、免除の日付及び前述のウの(2)の場合にあっては、その条件を明らかにした書面によって債務者に通知しなければならない(規程 15 条 4 項)。

## 【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

## 18 相続調査

### 【やるべきこと】

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続において、相続放棄又は限定承認の手続が採られなかった場合(単純承認の場合)、被相続人の債務は、そのまま相続人が承継する(民法 920 条)。

金銭債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその法定相続分の割合で相続する。保証人が死亡した場合も、各相続人がその法定相続分の割合で分割された保証債務を相続する。

#### ① 死亡事実の確認

戸籍謄本ないし除籍謄本、債務者等の住民票の除票、死亡診断書などの書類で死亡の事実を確認する。

#### ② 相続人の確認と法定相続分

- ・ 戸籍謄本、戸籍の附票で法定相続人を確認する。
- ・ 民法の定めに従い、各法定相続人の相続分を確認する。

#### ③ 相続関係図の作成

戸籍謄本等での調査をもとに、相続関係図を作成する。

#### ④ 相続放棄の確認

相続放棄をした相続人については、相続放棄申述受理証明書の提示を受けて確認を行う。

#### ⑤ 限定承認

限定承認は相続人全員でなければ行えない(民法 923 条)。

限定承認の場合、相続財産の清算手続がとられ、相続人に対する債権は相続財産から支弁される(民法 927 条以下)。

## 参 考 書 式

債権管理簿

歳入徴収簿

徴収停止整理簿

督促状（公債権）

督促状（私債権）

履行期限繰上通知書

債務承認及び分納誓約書

債務証書

履行延期申請書

履行延期承認通知書



様式第1号

発 生 年 度 種 類 名 称	年 度	債 権 管 理 簿				所 管 課 名	
		債 務 名	住 所 氏 名	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日
発 生 年 月 日		發 生 原 因					
消 滅 年 月 日							
	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	調 定 金 額	未 調 定 金 額
債 権 發 生 の 状 況							
債 務 の 不 納 欠 損 処 分							
	摘 要	種 類 又 は 銘 柄 (保 証 人 の 氏 名 又 は 名 称)	所 在 地 (保 証 人 の 住 所)	数 量 (保 証 金 額)	評 価 額	先 順 位 者 又 は 同 順 位 者	備 考
担 保 人							
債 権 の 管 理 に 関 する 事 項							